

～国立大学法人奈良国立大学機構設立について（国立大学法人法の一部を改正する法律の成立を受けて）～

本日国会において、国立大学法人奈良教育大学と国立大学法人奈良女子大学を法人統合して、「国立大学法人奈良国立大学機構」を設立することを含む国立大学法人法の一部を改正する法律が成立をいたしました。まずは、本法律改正のため、多大なるご尽力をいただきました国会・政府関係者の皆様、ご支援をいただきました地域の皆様、自治体、産業界の関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

今回の法律改正により、令和4年（2022年）4月1日に設立される国立大学法人奈良国立大学機構の下で奈良教育大学と奈良女子大学は新たな一歩を踏み出すこととなります。

両大学はこれまで積み重ねてきた歴史と伝統と共に、その自律性を維持しつつ、それぞれの強み・ブランド力を生かし、資源の統合的、効率的な活用により社会の要請に柔軟に応えることができる法人運営を実現します。

また、法人の下で新たに組織体制を整備することにより、理事長のガバナンスを発揮し、教育・研究力を高めるとともに、ステークホルダーの意見を法人運営に適切に反映させ、高い知を具えた人材を育成し、変革する社会の要請に柔軟に対応できる機能的・効率的な経営体制を構築します。

そして、両大学の法人統合を核として、奈良に立地する国立の高等教育・研究諸機関や、隣接する関西文化学術研究都市に立地する民間研究諸機関等との連携・協働関係による高等教育の新たな総合化（奈良カレッジズ）を目指します。

奈良教育大学、奈良女子大学への進学をお考えの受験生並びに保護者の皆様、両大学の在学生、卒業生の皆様、日頃ご支援をいただいている地域の皆様、自治体、産業界の関係者の皆様、そして国立大学の基盤を支えていただいている国民の皆様には、国立大学法人奈良国立大学機構の設立と発展に向けて、引き続きご理解・ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年5月14日

奈良教育大学長	加藤久雄
奈良女子大学長	今岡春樹